

3 特別会計の決算内容

(1) 歳 入

収入済額は1,499億円で、前年度と比べ、60億円、3.9%の減となっています。

また、予算現額に対する比較では、8億円の減収となっています。

収入済額の主なものは、

県債管理	1,271億円（対前年度65億円、4.9%減）
総合医療センター資金貸付	17億円（対前年度0.1億円、0.4%減）
流域下水道事業	148億円（対前年度9億円、6.5%増）

などです。

収入未済額は39億円で、前年度と比べ、0.8億円、2.0%の減で、内訳は母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業4億円、中小企業者等支援資金貸付事業等34億円などとなっており、それぞれ生活困窮、経営不振などによって発生しているものです。

(歳入の内訳)

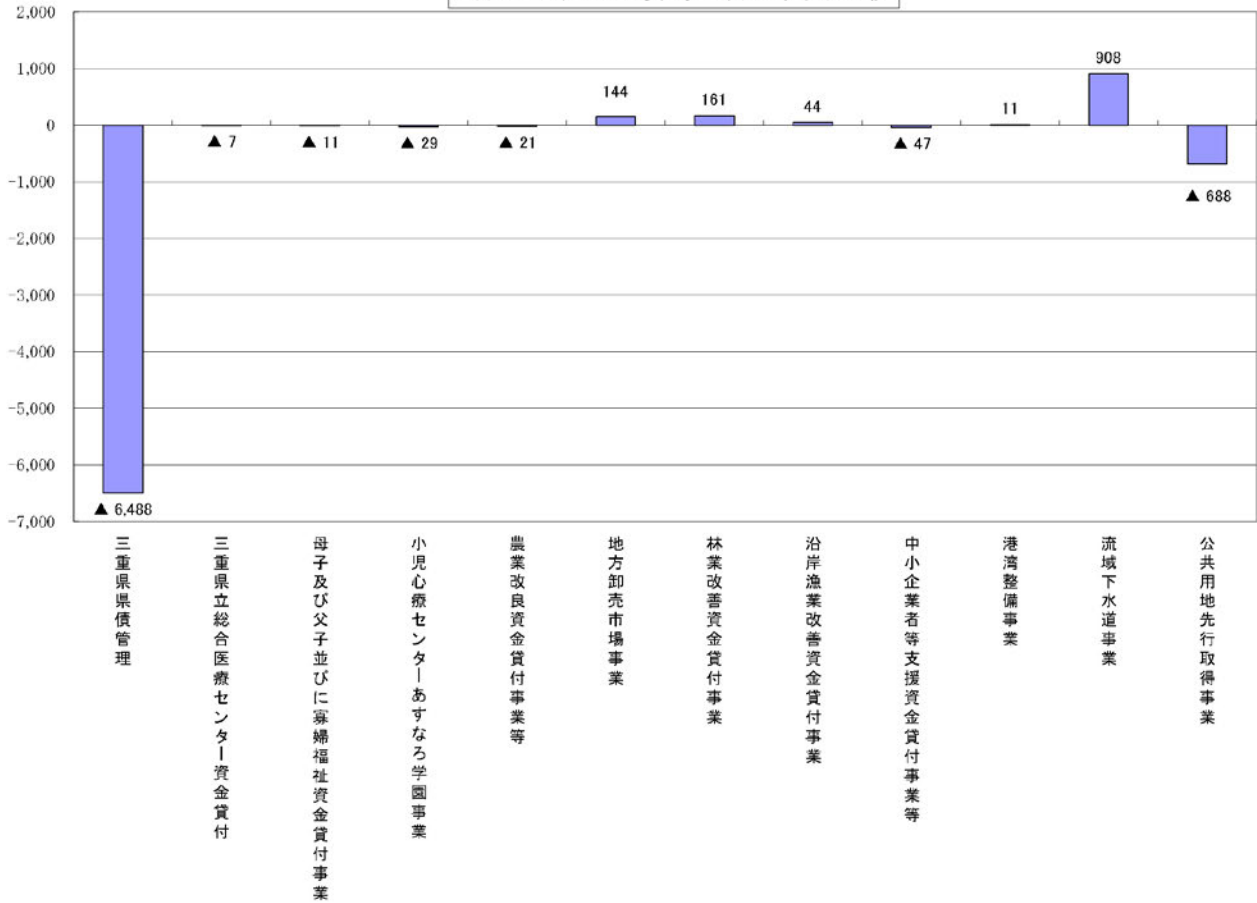
(単位:百万円,%)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	不 納 欠 損 額	未 収 入 特 定 財 源	収入済額対前年比較		
						増減額	伸び率	
県 債 管 理	127,085	127,074	-	-	-	△ 6,488	△ 4.9%	
総合医療センター資金貸付	1,705	1,705	-	-	-	△ 7	△ 0.4%	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	393	382	389	3	-	△ 11	△ 2.8%	
あすなろ学園事業	1,030	1,001	3	0	-	△ 29	△ 2.8%	
就農施設等資金貸付事業等	214	212	30	-	-	△ 21	△ 9.1%	
地方卸売市場事業	352	314	6	-	-	144	84.1%	
林業改善資金貸付事業	1,146	1,145	22	-	-	161	16.3%	
沿岸漁業改善資金貸付事業	439	439	27	-	-	44	11.0%	
中小企業者等支援資金貸付事業等	1,167	2,692	3,407	-	-	△ 47	△ 1.7%	
港湾整備事業	164	166	-	-	-	11	6.9%	
流域下水道事業	16,977	14,783	-	-	2,672	908	6.5%	
公共用地先行取得事業	13	13	-	-	-	△ 688	△ 98.1%	
計 A	150,684	149,925	3,883	3	2,672	△ 6,025	△ 3.9%	
前年度 B	156,794	155,950	3,960	3	2,630			
前年比	金額A-B	△ 6,110	△ 6,025	△ 77	△ 1	42		
	伸率A/B(%)	△ 3.9%	△ 3.9%	△ 2.0%	△ 19.8%	1.6%		

* それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

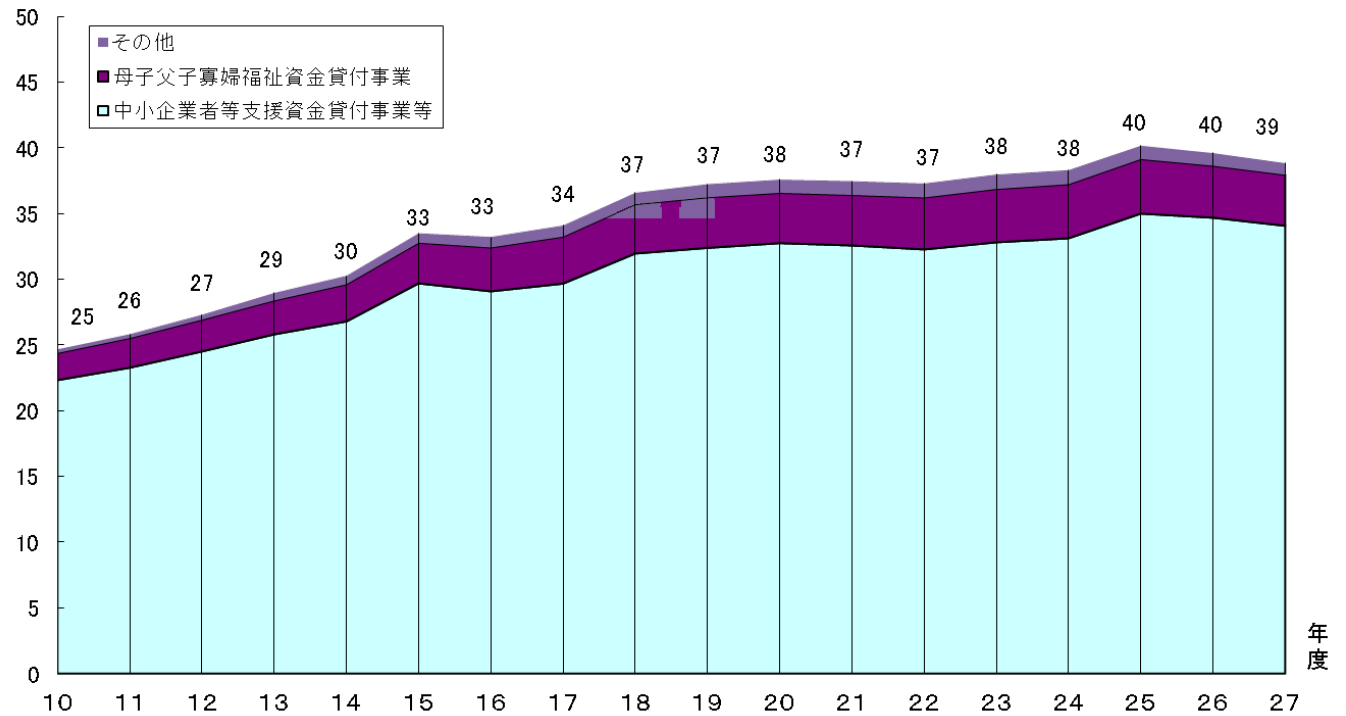
単位:百万円

会計別歳入決算額対前年度比較



億円

収入未済額(特別会計)の推移



* 中小企業者等支援資金貸付事業等は、平成12年度に中小企業設備近代化資金貸付事業等から移行されたものです。

(2) 歳 出

支出済額は1,460億円で、前年度と比べ60億円、4.0%の減となっています。

支出済額の主なものは、

県債管理	1,271億円（対前年度65億円、4.9%減）
総合医療センター資金貸付	17億円（対前年度0.1億円、0.4%減）
流域下水道事業	138億円（対前年度6億円、4.3%増）

などです。

翌年度繰越額は29億円で、前年度と比べ1億円、2.8%の増となっています。これは、流域下水道事業によるものです。

不用額は19億円で、前年度と比べ1億円、7.0%の減となっています。主なものでは、林業改善資金貸付事業が8億円、沿岸漁業改善資金貸付事業が4億円となっています。

(歳出の内訳)

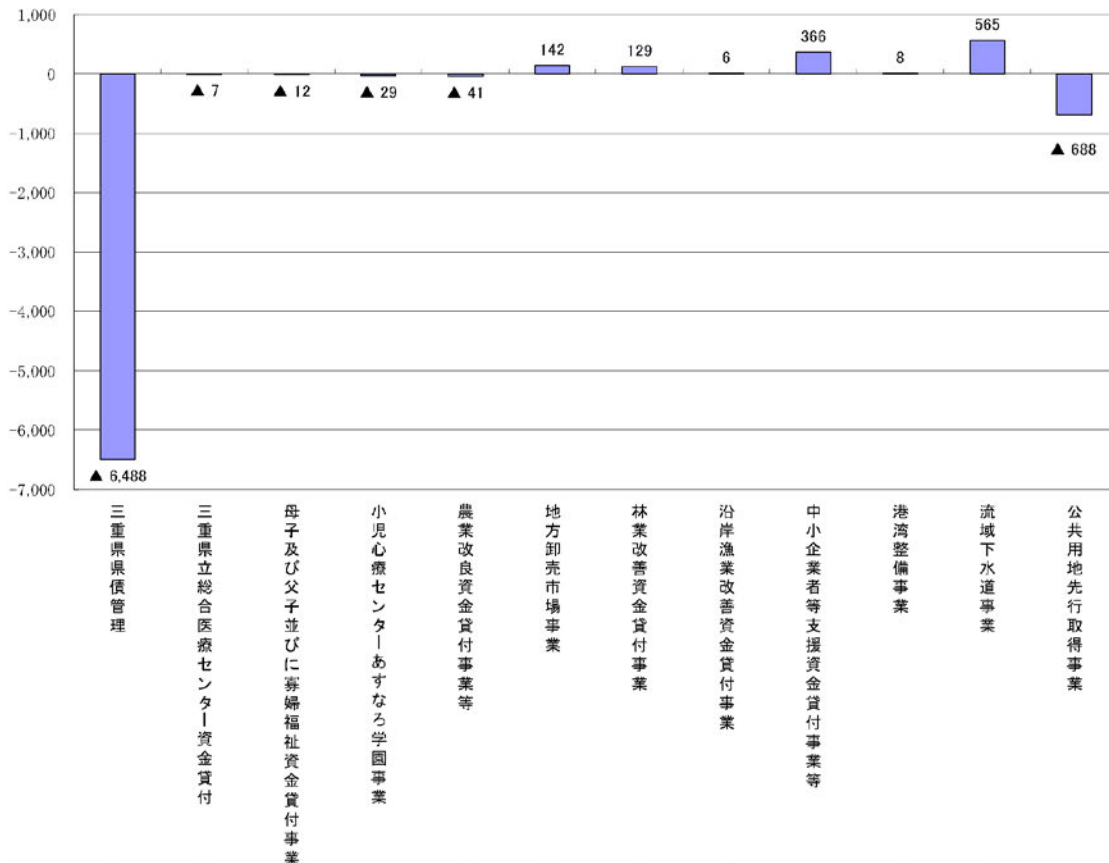
(単位:百万円、%)

会 計 別	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	支出済額対前年比較	
					増減額	伸び率
県 債 管 理	127,085	127,074		11	△ 6,488	△ 4.9%
総合医療センター資金貸付	1,705	1,705		0	△ 7	△ 0.4%
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	393	287		105	△ 12	△ 4.1%
あすなろ学園事業	1,030	1,001		29	△ 29	△ 2.8%
就農施設等資金貸付事業等	214	79		136	△ 41	△ 34.0%
地方卸売市場事業	352	311		41	142	83.9%
林業改善資金貸付事業	1,146	350		795	129	58.3%
沿岸漁業改善資金貸付事業	439	6		433	6	1523.0%
中小企業者等支援資金貸付事業等	1,167	1,153		14	366	46.5%
港湾整備事業	164	161		3	8	5.4%
流域下水道事業	16,977	13,832	2,856	289	565	4.3%
公共用地先行取得事業	13	13		0	△ 688	△ 98.1%
計 A	150,684	145,972	2,856	1,856	△ 6,050	△ 4.0%
前年度 B	156,794	152,022	2,778	1,995		
前年比	金額 A-B	△ 6,110	△ 6,050	78	△ 139	
	伸率 A/B	△ 3.9%	△ 4.0%	2.8%	△ 7.0%	

* それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

単位:百万円

会計別歳出決算額対前年度比較



用語の説明

・特別会計

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のことで、本県には以下の12の特別会計が設置されている。

【県債管理】

県債の管理（元金、利子の支払い、満期一括償還県債の償還に備えた積立等）を行う。

【総合医療センター資金貸付（平成24年度から設置）】

地方独法三重県立総合医療センターが行う建設改良事業等に必要資金の貸付を行う。

【母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業】

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配偶者の無い女子又は配偶者の無い男子であって現に児童を扶養しているもの、父母の無い児童及び母子・父子福祉団体もしくは寡婦に対して自立更生等の資金の貸付を行う。

【小児心療センターあすなろ学園事業】

発達障がい児及び情緒障がい児の心身の健全な発達を図るための治療施設を運営する。

【就農施設等資金貸付事業等】

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法等に基づき、認定就農者に対し、経営の開始に必要な資金の貸付（就農施設等資金）を行う。

【地方卸売市場事業】

卸売市場法に基づき、整備された地方卸売市場における生鮮食料品の円滑な流通を図るため、市場の管理と卸売業者の育成等を図る。平成21年度から地方卸売市場事業会計に転換。

【林業改善資金貸付事業】

林業改善資金助成法、林業等振興資金融通暫定措置法に基づき林業経営の安定と生産の増強等に必要資金の貸付を行う。

【沿岸漁業改善資金貸付事業】

沿岸漁業改善資金助成法に基づき、漁業経営の安定と生産力の増強等に必要資金の貸付を行う。

【中小企業者等支援資金貸付事業等】

小規模企業者等設備導入資金助成法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき、中小企業者等の経営の近代化、合理化を促進するために必要資金の貸付を行う。

(次ページへ続く)

用語の説明

【港湾整備事業】

港湾整備及び地域開発のため、港湾改修事業と並行して臨海土地造成事業、埠頭用地造成事業の実施と港湾施設の維持管理を行う。(対象港：四日市港を除く19港湾)

【流域下水道事業】

流域下水道法に基づく流域下水道の建設及び下水道施設管理と、2市町以上の汚水を広域的に集める下水管渠と下水処理場等の整備を行う。

【公共用地先行取得事業(平成27年度まで)】

公共事業の実施に必要な用地を確保するため、用地の先行取得を行う。(現在は国直轄事業のみ実施)

土地開発基金の管理(基金の運用益の積立等)を行う。

4 一般会計・特別会計の収支

歳入と歳出の差額である**形式収支は、一般会計156億円、特別会計40億円で、合わせて196億円の黒字**となり、形式収支から繰り越すべき財源(一般会計122億円、特別会計2億円)を差し引いた**実質収支は、一般会計35億円、特別会計38億円で、合わせて73億円の黒字**となっています。

実質収支額は前年度に比べ、一般会計で2億円減少、特別会計で0.1億円減少しています。

(単位:億円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (A-B)	形式収支(A-B)の内訳		
				翌年度繰越財源	実質収支	
一 般 会 計	26年度	7,132	7,012	120	83	37
	27年度	7,522	7,365	156	122	35
	増減額	390	354	37	39	△2
	増減率	5.5%	5.0%	30.6%	46.7%	△5.6%
特 別 会 計	26年度	1,560	1,520	39	1	38
	27年度	1,499	1,460	40	2	38
	増減額	△60	△60	0	0	△0
	増減率	△3.9%	△4.0%	0.6%	24.6%	△0.3%
合 計	26年度	8,691	8,532	159	84	75
	27年度	9,021	8,825	196	123	73
	増減額	330	293	37	39	△2
	増減率	3.8%	3.4%	23.2%	46.3%	△2.9%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【実質収支額の処分】

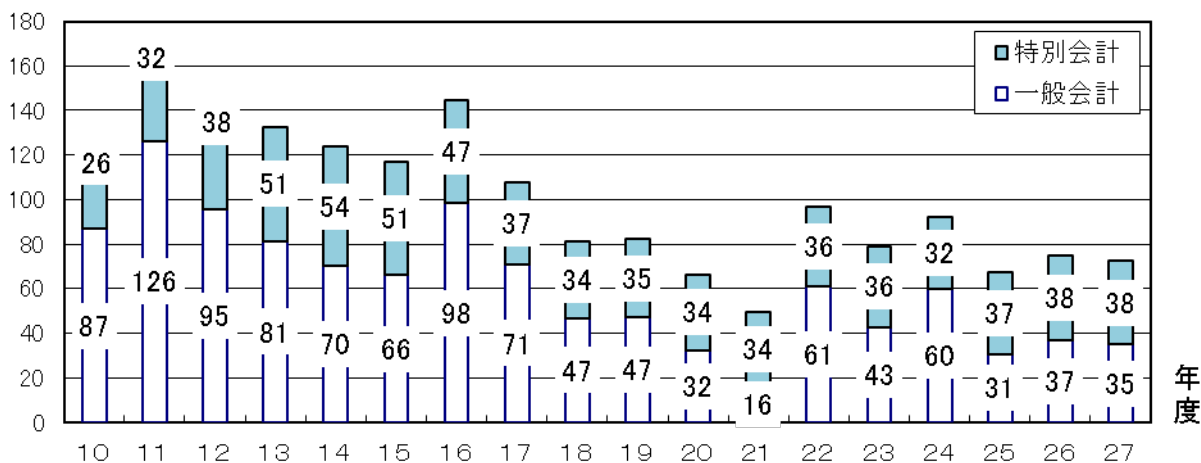
一般会計の黒字35億円については、地方自治法第233条の2の規定により、17億5千万円(黒字の1/2相当)を、7月29日に財政調整基金**^注に積み立てました。**

(前年度財政調整基金積立額 18億5千万円)

また、残額の17億4千万円と特別会計の黒字額38億円については、平成28年度に繰り越します。

億円

実質収支額(一般会計+特別会計)の推移



用語の説明

・形式収支

一会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。

翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

・実質収支

上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとれればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。(地方財政法第4条の3)